

粕屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算統計資料より）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 39,149	千円 9,594,980	千円 520,337	千円 1,795,316	% 18.7	% 18.9

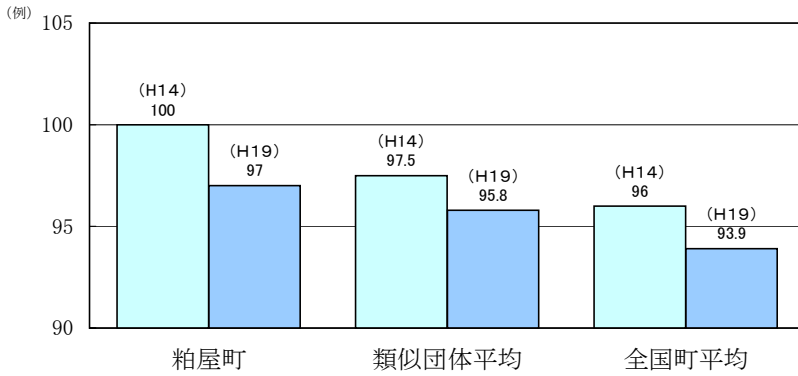
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)17年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 189	千円 728,196	千円 122,180	千円 318,041	千円 1,168,417	千円 6,182	千円 6,140

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 ない

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
粕屋町	43.5 歳	338,892 円	402,467 円	383,617 円
福岡県	43.4 歳	357,973 円	438,150 円	394,356 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.3 歳	336,283 円	399,119 円	371,273 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
粕屋町	43.3 歳	292,289 円	323,329 円	318,319 円
福岡県	49.9 歳	354,259 円	404,099 円	384,432 円
国	48.8 歳	287,094 円	—	320,514 円
類似団体	48.0 歳	286,981 円	315,880 円	304,818 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		粕屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	131,500 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

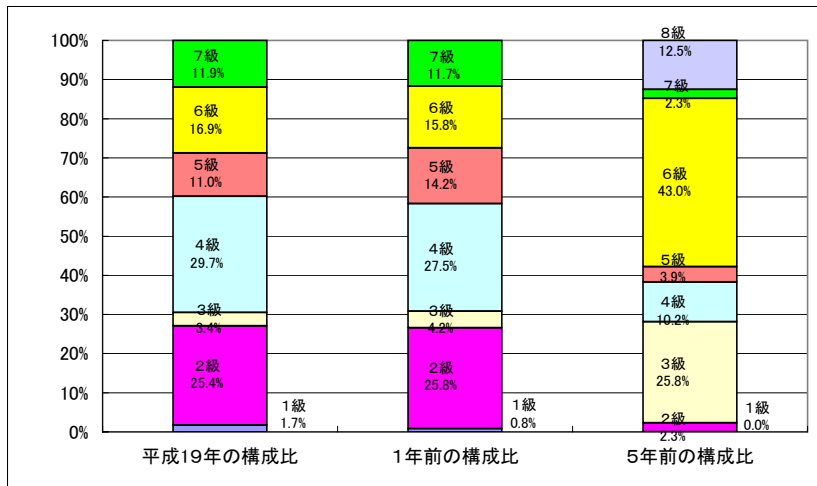
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	250,660 円	322,975 円	382,833 円
	高校卒	240,900 円	303,900 円	351,400 円
技能労務職	高校卒	227,700 円	— 円	303,600 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	参事、課長	14人	11.9%
6級	課長補佐	20人	16.9%
5級	係長、主任主査	13人	11.0%
4級	主査	35人	29.7%
3級	主任主事	4人	3.4%
2級	主事	30人	25.4%
1級	主事、主事補	2人	1.7%
計		118人	100.0%

- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに5級及び6級を一部統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

長期の休職や欠勤の状況は昇給に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

粕屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,704 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 3 月分 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

長期の休職や欠勤の状況は勤勉手当に反映させている。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

粕屋町	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) (退職時特別昇給 勸奨退職8号) 1人当たり平均支給額 1,920 千円 26,213 千円	(支給率) 自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		33,724 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		162,133 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	4 %	208 人	2 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
-	4 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	ない

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	35,990 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	253 千円
支給実績(17年度決算)	33,500 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	195 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 2人まで それぞれ6,000円 3人目以降 それぞれ5,000円 子(満16歳年度始め～満22歳年度末) 加算 5,000円	同じ	25,159 千円	246,657 円
住居手当	借家 家賃額に応じて最高限度額27,000円 持家 2,500円	借家(同じ) 持家(2500円 は国は購入等 から5年間)	12,750 千円	146,550 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1 か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利 用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	5,190 千円	40,548 円
管理職手当	課長(給料×12%) 課長補佐(給料×10%)	役職の分類が 異なる	24,021 千円	558,621 円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区分	給 料 月 額 等		
	給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	834,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額 915,000 円/ 340,000 円
	副市町村長	674,000 円 () 円	750,000 円/ 277,000 円
	収入役	630,000 円 () 円	661,000 円/ 259,000 円
報 酬	議長	349,000 円 () 円	499,000 円/ 227,000 円
	副議長	293,000 円 () 円	430,000 円/ 182,000 円
	議員	272,000 円 () 円	400,000 円/ 157,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(18年度支給割合)	
	副市町村長 収入役	3.3	月分
退 職 手 当	議長	(18年度支給割合)	
	副議長 議員	3.3	月分
備 考	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	給料月額×5.1×在職月数/12	17,013,600 任期毎
	収入役	給料月額×3.0×在職月数/12	8,088,000 任期毎
		給料月額×2.7×在職月数/12	6,804,000 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

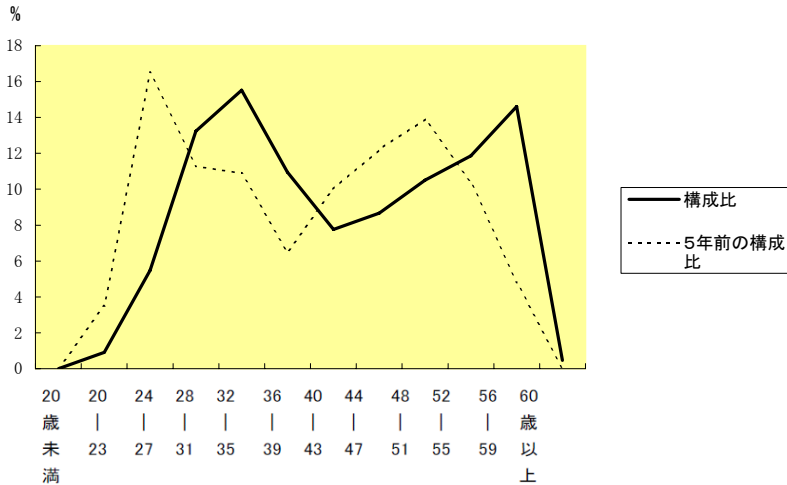
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成18年	平成19年			
普通会計 一般行政	議会	2	2	0	業務増による増
	総務	33	35	2	
	税務	15	15	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	3	3	0	
普通会計 一般行政	土木	13	12	-1	業務減による減
	民生	49	50	1	業務増による増
	衛生	15	15	0	
	計	134	136	2	<参考>人口1万人当たり職員数 35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 54.1人)
教育	55	50	-5	民間委託、欠員不補充による減	
小計	189	186	-3	<参考>人口1万人当たり職員数 48人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.04人)	
公営企業 業計等	水道	8	12	4	業務見直しによる増
	下水	7	5	-2	業務見直しによる減
	その他(国保・介護)	14	16	2	業務増による増
	小計	29	33	4	
合計	218	219	1	<参考>人口1万人当たり職員数 56人	
	[237]	[237]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。 2 []内は、条例定数の合計です。
3 職員数に特別職、臨時職員は含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 2	人 12	人 29	人 34	人 24	人 17	人 19	人 23	人 26	人 32	人 1	人 219

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
224 人	210 人	14 人	6 %

(参考) 粕屋町行政改革大綱における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	-14

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	17年	18年	19年	17年～19年	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	計	
一般行政	職員数	138	134	136	—	
	増減		△ 4	2	△ 2 (20%)	△ 10
教 育	職員数	54	55	50	—	
	増減		1	△ 5	△ 4 (400%)	△ 1
公 営 企 業 等 会 計	職員数	32	29	33	—	
	増減		△ 3	4	1 (-33%)	△ 3
計	職員数	224	218	219	—	
	増減		△ 6	1	△ 5 (36%)	△ 14

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。
 2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
18年度	千円 798,706	千円 59,893	千円 77,881	% 9.8	% 10.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 14	千円 46,231	千円 4,556	千円 16,361	千円 67,148	千円 4,796

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。(嘱託職員を含む)

イ 特記事項 ない

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕 屋 町	40.6 歳	332,687 円	479,301 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋町(水道事業)		粕屋町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(18年度)		1人当たり平均支給額(18年度)	
1,630 千円		1,704 千円	
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3 月分	1.45 月分	3 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(19年4月1日現在)

粕屋町(水道事業)		粕屋町(一般行政職)	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分 30.55 月分	勤続20年	23.50 月分 30.55 月分
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分	勤続25年	33.50 月分 41.34 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分	勤続35年	47.50 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分	最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
(退職時特別昇給 勸奨退職8号)		(退職時特別昇給 勸奨退職8号)	
1人当たり平均支給額	—	1人当たり平均支給額	1,920 千円 26,213 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		1,445 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		160,587 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	4 %	9 人	4 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
—	4 %	4 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	ない

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	2,668 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	381 千円
支給実績(17年度決算)	2,900 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	362 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 2人まで それぞれ6,000円 3人目以降 それぞれ5,000円 子(満16歳年度始め～満22歳年度末) 加算 5,000円	同じ	1,692 千円	188,000 円
住居手当	借家 家賃額に応じて 最高限度額27,000円 持家 2,500円	同じ	90 千円	10,000 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1 か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利 用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	149 千円	16,529 円
管理職手当	課長(給料×12%) 課長補佐(給料×10%)	同じ	1,137 千円	568,395 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
10 人	8 人	2 人	-20 %

(参考) 粕屋町行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	-2

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→6(3)②を参照